法律援助基金のための特別会費徴収の件制定公告

法律援助基金のための特別会費徴収の件を左の通り制定したので公告する。

平成二十三年二月九日　日本弁護士連合会

法律援助基金のための特別会費徴収の件（平成二十三年二月九日臨時総会決議）

1　特別会費の徴収及び使途

本会が会則第八十九条の二及び法律援助事業に関する規程（会規第七十七号）の規定により実施する法律援助事業のうち、刑事被疑者弁護援助事業及び少年保護事件付添援助事業以外の法律援助事業の維持・発展に要する費用として法律援助基金の資金にあてるため、弁護士である会員より特別会費を徴収する。

2　特別会費の額

月額千三百円とする。

3　徴収対象会員

弁護士である会員で、会費の免除を受けていない者とする。

4　徴収期間

平成二十三年四月から平成二十六年五月までとする。

5　その他

第一項から前項までの他、本特別会費に関し必要な事項は別に会規又は規則の定めるところによる。

附　則

この決議は、平成二十三年四月一日から施行する。

法律援助事業に関する規程中一部改正公告

法律援助事業に関する規程（会規第七十七号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十三年二月九日　日本弁護士連合会

法律援助事業に関する規程（会規第七十七号）中一部改正

法律援助事業に関する規程（会規第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　会員からの法律援助基金のための特別会費

第十一条中「第一号」を「第二号」に改める。

附　則

第七条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として一号を加える改正規定及び第十一条の改正規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

債務整理事件処理の規律を定める規程制定公告

債務整理事件処理の規律を定める規程（会規第九十三号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十三年二月九日　日本弁護士連合会

債務整理事件処理の規律を定める規程（平成二十三年二月九日会規第九十三号）

（目的）

第一条　この規程は、過払金返還請求事件を含む債務整理事件が多量に生じている状況において、債務整理事件について一部の弁護士（弁護士法人を含む。第七条を除き、以下同じ。）によって不適切な勧誘、受任及び法律事務処理並びに不適正かつ不当な額の弁護士報酬の請求又は受領がなされているとの批判があることにかんがみ、臨時の措置として、債務整理事件の勧誘、受任及び法律事務処理に関して弁護士が遵守すべき事項を定めるとともに、主として過払金返還請求事件における弁護士報酬の額を適正化し、もって弁護士に対する国民の信頼の確保及び依頼者の利益の擁護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　債務者　金融業者に対して債務を負担する個人又は次に掲げるいずれかの会社であって、第五号に掲げる債務整理事件を弁護士に依頼し、又は依頼しようとする者をいう。ただし、総債権者に対する債務（住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る分割払の定めのある債権であって、当該債権又は当該債権に係る債務の保証人（保証を業とする者に限る。）の主たる債務者に対する求償権を担保するための抵当権が住宅に設定されているものに係る債務を除く。）の総額が五千万円を超える者を除く。

イ　工業、鉱業、運送業その他の業種（商業又はサービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む会社であって、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの

ロ　商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む会社であって、常時使用する従業員の数が五人以下のもの

二　債権者　債務者に対して債権を有するとみられる者をいう。

三　任意整理事件　債権者が債務者に対して有するとみられる債権について、弁済の額、方法等について裁判外で債権者と交渉をして処理する事件をいい、債権者との取引について、利息制限法（昭和二十九年法律第百号）が定める利息の利率による引直し計算をした結果、債務者が、債権者に対して債務を負担しないこととなる場合及び第六号に規定する過払金債権を有することとなる場合の事件を含む。

四　非事業者等任意整理事件　任意整理事件のうち、弁護士が受任する時点において、当該任意整理事件において処理すべき法律事務が次条及び第四条に規定する事務のほかには、第十条第一項第二号イからトまでに掲げるものにほぼ尽きると予想される事件をいう。

五　債務整理事件　債務者に係る任意整理事件、破産手続開始申立事件、民事再生手続開始申立事件、特定調停申立事件及びこれらに類する事件（任意整理事件に付随して特定調停申立て等を行う場合を含む。）をいう。

六　過払金返還請求事件　債権者との取引について、利息制限法が定める利息の利率による引直し計算をした結果、弁済すべき金額を超えて支払った金額（以下「過払金」という。）が生じることとなった債務者が、当該債権者に対してその返還請求を行う事件をいう。

七　弁護士報酬　弁護士がその職務の対価として受ける報酬をいう。

八　着手金　弁護士報酬のうち、弁護士が、事件又は法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。

九　報酬金　弁護士報酬のうち、弁護士が、事件又は法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。

（聴取すべき事項等）

第三条　弁護士は、債務整理事件を受任するに当たっては、あらかじめ、当該事件を受任する予定の弁護士（複数の弁護士が受任する予定である場合にあっては少なくともそのうちのいずれか一人を、弁護士法人が受任する予定である場合にあっては当該弁護士法人の社員又は使用人である弁護士のうち少なくともいずれか一人をいう。）が、当該債務者と自ら面談をして、次に掲げる事項を聴取しなければならない。ただし、面談することに困難な特段の事情があるときは、当該事情がやんだ後速やかに、自ら面談をして、次に掲げる事項を聴取することで足りる。

一　債務の内容

二　当該債務者（当該債務者と生計を同じくする家族があるときは、当該家族を含む。）の資産、収入、生活費その他の生活状況

三　当該債務者が不動産を所有している場合にあっては、その処理に関する希望

四　前号に掲げるもののほか、当該債務整理事件の処理に関する意向